



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

2020 年 2 月 10 日

LT 会報第 20-3 号(総第 197 号)

LT グループ

新型コロナウイルスの流行と契約争議 - 「不可抗力」と「情勢変化」

新型コロナウイルス肺炎(以下、「新型肺炎」)の流行が多くビジネス契約の履行に影響を及ぼしています。本稿では、今回の感染流行が契約履行に及ぼす法律上の影響について、「不可抗力」と「情勢変化」の観点から考察したいと思います。関連する法的問題のポイントを整理しつつ、ご参考として一般的な見解をとりまとめました。

2003 年の SARS 流行時において、中国の法院(裁判所)が類似の案件を取り扱った際の観点を参考にすれば、今回の「新型肺炎」の流行は不可抗力事由となります。但し、当事者が不可抗力を根拠に免責や契約解除を主張できるかどうかは、個別のケースにより異なります。特に、個別のケースに応じて、新型肺炎の流行が契約履行不能或いは契約目的の実現が不可能となる必然性があるのかを見極める必要があるでしょう。不可抗力事由とならない場合には、新型肺炎の流行は情勢変化とみなされ、当事者の請求と公平の原則にもとづき、法院は自由裁量で契約を変更或いは解除しなければならないかどうかを判断します。

以下に漢坤弁護士事務所(商事争議解決チーム)の見解をとりまとめました、許可のもと転載します。

一、不可抗力と「免責」、「契約解除」

1. 新型肺炎の流行は不可抗力事由と言えるのか?

新型肺炎の流行は、法律上の不可抗力事由になり得ると考えられる。もしも契約に「不可抗力」についての定義があり、且つそこに「伝染病」或いは「SARS 肺炎」等と明記されていれば、新型肺炎の流行は不可抗力であるという根拠になる。一方、契約に明確な定義がなく、或いは「不可抗力」の定義に「伝染病」や「SARS 肺炎」等が含まれていない場合、下記の法律規定を根拠とし、以前の司法実務を参考に、今回の新型肺炎の流行が不可抗力事由に当たると主張することは可能。

■ **法律的根拠とは**、《民法総則》第 180 条、《契約法》第 117 条第 2 項、不可抗力は「予測不能で避けられない、且つ克服できない客観的状況」とされる。今回の「新型肺炎」の流行は、突発的であり、一般大衆はこれを予測できず、且つ爆発的に流行し、今なおその伝染を徹底的に遮断する有効な方法が見つかっておらず、適切且つ有効な治療方法も見つかっていない。したがって、少なくとも現時点では、当事者は今回の感染流行が予測不能で避けられず、克服できない不可抗力事案であると主張することができる。但し、この主張が法院の支持をえられるかは、個別のケースごとに分析する必要がある。

■ **司法実務において**、本稿発表時点では、最高人民法院が今回の新型肺炎の流行に関する契約争議をどのように取り扱うかを正式発表していない。今回の爆発的感染は 2003 年の SARS 流行の状況と類似しており、最高人民法院及び地方法院が SARS に関連する契約争議を取り扱った際の下記司法実務(多くの法院の判決が支持)が参考になる。

-《最高人民法院の伝染性 SARS 肺炎の予防治療帰還における人民法院の判決、執行を合法的に取り扱うことに関する通達》(法[2003]72 号、2003 年 6 月 11 日発効)第三条第(三)項:「…… 政府及び関係部門の SARS



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

予防のための行政措置により直接契約履行が不可能となった、或いは SARS 流行の影響により、契約の当事者が全く契約を履行できなくなったために引き起こされた争議は、《中華人民共和国契約法》第一百一十七条（即ち不可抗力条項）及び第一百一十八条の規定にしたがい適切に処理する。」

《SARS 流行による不可抗力免責事由案件を正確に処理する》（北京市第二中級人民法院課題組）「“SARS の症状、原因等について、医療専門家に異なる見方があるとしても、法律上は、SARS は一種の突発性の異常事態で、世界的な爆発的流行であり、当事者が予測できなかっただけでなく、医学知識を有する専門家でも予測できなかった。その爆発的流行から今まで、その流行を阻止する有効な方法がない。今のところ、有効な治療方法も確立しておらず、この異常な事態は、人類が予測不可能で、回避や克服できない客観的な存在であり、少なくとも現時点では、その性質は法律に定められた不可抗力事由に属し、一種の自然災害であるといえる」。

2. 新型肺炎が不可抗力事案とするならば、どのような法的結果がもたらされるか？

二つの観点から考えられる法的結果を判断すると、

まず、契約内容の観点からは、契約に不可抗力事由の発生後契約をどのように履行するかについて取り決めがある場合、通常その取り決めに従う必要がある。

次に、法律に基づく観点からは、中国の現行法には、不可抗力事由がもたらす法的結果について相応の規定がある。但し、これらの法的結果が確実に発生するかどうかは、具体的なケースごとに決める必要がある。

■ 一部或は全部免責を主張可能

下記の法律条項によると、不可抗力により契約義務を履行できなくなった場合、義務を履行していない側は全部又は一部の免責を主張することができる。ただし、免責を主張する側は、新型肺炎の流行（不可抗力事由として）と契約義務の履行不能との間に因果関係があることを証明する証拠を示す必要がある。

—《民法総則》第180条第1項：「不可抗力により民事義務を履行できなくなった場合、民事責任を負わないものとする。法律に別途定めがある場合は、その規定に従うものとする。」

—《契約法》第117条第1項：「不可抗力により契約を履行できなくなった場合、不可抗力の影響にもとづき、一部又は全部の責任を免除する。但し、法律に別途定めのある場合を除く。当事者は履行を延期した後不可抗力が発生した場合は、責任を免除することはできない。」

■ 契約解除を主張可能

下記の法律条項によると、不可抗力により契約の目的を実現できなくなった場合、当事者（不可抗力により契約の義務を履行できなくなった一方に限らず）は、契約解除を主張することができる。但し、契約の解除を主張した一方は、新型肺炎の流行（不可抗力事由として）と契約解除を主張する側の当事者が契約目的を実現できなくなったこととの間に因果関係があることを証明する証拠を挙げる必要がある。

—《契約法》第94条：「下記の状況の一つに当てはまる場合、当事者は契約を解除することができる。（一）不可抗力により契約の目的を実現できなくなった……」

■ 手付金罰則の不適用を主張可能

下記の法律条項によると、契約に手付金について取り決めがある場合、不可抗力により契約を履行できなくなった場合、手付金罰則の不適用を主張できる。但し、同様に、手付金罰則の不適用を主張する一方は、新型肺炎の流行（不可抗力事由として）と契約履行不能との間に因果関係があることを証明する証拠を示す必要がある。

—《最高人民法院の担保法の適用に関する若干の問題についての解釈》第122条：「不可抗力、偶発事故により不契約が契約不能になった場合、手付金罰則を適用しない。……」

補足すれば、新型肺炎の流行による不可抗力事由を理由に、免責又は契約解除を主張することができるかどうかについては、個別のケースごとに検討する必要がある。特に、新型肺炎の流行が必然的に契約の履行不能或いは契約目的の実現不能を引き起こしたかどうか、免責または契約解除を主張する側自身に過失がないかどうか（自身の契約履行遅延又は不適切な履行により、新型肺炎の流行が契約の履行に影響していないか）などである。また、流行の予防阻止の時期によって、政府部門や地方政府の感染流行予防措置も考慮すべき重要な要素と考えられる。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

3. 新型コロナウイルスの流行（不可抗力事案として）が契約の履行に影響した場合、契約の双方はそれぞれどのような法律上の注意事項／義務があるか？

各当事者が注意すべき事項として、まず、契約内容の観点からは不可抗力事案の発生後の取扱手順を取り決めている場合、当事者は該当する取り決めに遵守しなければならない。一方、法律の観点では違約側と守約側とに分けられる。違約側は、下記の法律により、「すみやかに相手側に通知」し、「合理的な期間内に証明を提示」する義務がある。但し、中国法院の SARS 時の対応に鑑みれば、新型コロナウイルスの流行は「社会的公知の事実」であると見なすことができ、証明することも容易となる。

-《契約法》第118条:「当事者の一方が不可抗力により契約を履行できなくなった場合、すみやかに相手方に通知し、相手方に与える可能性のある損失を軽減しなければならない。また、合理的な期間内にその証明を提示しなければならない。」守約側は、下記の法律により、すみやかに合理的な措置を講じて損失を阻止する義務がある。

-《契約法》第119条:「当事者の一方が違約した後、相手方は適切な損失拡大防止措置を講じるべきである。適切な措置を講じずに損失が拡大した場合、拡大した損失について損害賠償を要求することはできない。

当事者は損失拡大を防止するための合理的な費用の支出は、違約側が負担する。」

二、情勢変化と「契約の変更、解除」

1. 不可抗力と情勢変化にはどういう違いがあるのか？両者は同時に適用することはできるか？

現時点、中国において「情勢変化」に関する現行の司法解釈は次のとおり。

-《最高人民法院の〈中華人民共和國契約法〉の適用に関する若干の問題の解釈(二)》(法釈 [2009]5 号)第26条:「契約成立以降、客観的状況に当事者が契約を締結した際に予見し得なかった、非不可抗力によるビジネスリスクに属さない重大な変化があった場合、引き続き契約を履行することにより、当事者の一方に明らかに不公平或いは契約の目的を実現できず、当事者が契約の変更又は解除を人民法院に請求した場合、人民法院は公平の原則にたち、案件の実状に応じて、契約を変更或いは解除するかどうか確定する。」

不可抗力と情勢変化の適用には相似性があり、いずれも「予測不能」であることが必要である。但し、両者には次に示す根本的な違いがあり、同時に適用することはできない。

- 両者はいずれも履行の障害となるが、その程度が異なる。不可抗力は履行を不可能にするが、情勢の変化は履行不可能な程度までには至らず、履行は可能であるが、極めて困難で公平を欠くとみなされる。

- 不可抗力は法定免責事由にあたり、当事者は不可抗力により契約履行が不可能になったことの証拠をあげることができれば免責される。この場合、法院は免責かどうか裁量する余地はない。情勢変化は法定免責事由ではなく、その本質は当事者が契約の変更や解除を請求する権利を有するものであると同時に、法院に公平な裁量権を与えるものである。

- 不可抗力の効力は当然発生し、情勢変化の効力は当然発生するものではない。情勢変化であるのか否か、契約の変更又は解除及び免責となるのか否かは法院の裁量による。

- 情勢変化は契約効力の観点からいえば、契約を引き続き履行するか否かの問題を解決するもので、不可抗力は違約の観点からいえば、責任を負うか否かの問題を解決するものである。二つの制度は同じ体系の中で異なる問題を解決することになる。

2. 新型コロナウイルスの流行は「情勢変化」に当たるか？

これまでの最高人民法院の規定及び一部の人民法院が SARS の時期に類似の案件を扱った実践からみて、新型コロナウイルスの流行が不可抗力とならない場合、情勢の変化とみなされ、一方が契約の変更又は解除の裁決を請求する可能性がある。

-《最高人民法院の伝染性 SARS 予防治療期間中、法により人民法院は判決、執行をすることに関する通達》



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

(法[2003]72号, 2003年6月11日発効)第三条第(三)項:「SARS 流行のために、元の契約の一方の当事者の権利に重大な影響のある契約争議は、具体的な状況にもとづき、公平の原則に則り取り扱う。……」但し、注意を要するのは、最高人民法院が公布した次の書類で、司法実務において情勢の変化を適用する際の尺度は厳しく規定している。

－ 最高人民法院の《〈中華人民共和国契約法〉の正確な適用に関する若干の問題の解釈(二) 党と国家の事業の大局に奉仕する通達》(法[2009]165号):「経済情勢の発展変化により、審判が法的効果と社会的効果の統一を促し、民法通則、契約法の原則と精神にもとづき、第二十六条を解釈する。契約の成立後、客観的状況に当事者が契約締結時には予見できず、非不可抗力によるビジネスリスクに属さない重大な変化が発生し、契約を引き続き履行すると一方の当事者に明らかに不公平或いは契約の目的を実現できないことになった際に当事者が人民法院に契約の変更又は解除を請求した場合、人民法院は公平の原則に立ち、案件の実状に応じて、契約を変更或いは解除するかどうか確定する。上記の条文解釈について、各級人民法院は正確にこれを理解して慎重に適用しなければならない。案件の特殊事情により、個別の案件において確かに適用が必要な場合は、高級人民法院が審査する。また、必要に応じて最高人民法院が審査する。

出典：漢坤弁護士事務所 商事争議解決チーム 一部抜粋あり